

法相解釈変更「1月」 検事長定年

森法相は17日の衆院予算委員会で、黒川弘務・東京高検検事長の定年延長に關し、国家公務員法の定年制

を検察官に適用できると解釈変更した時期について、「最終的に政府内では是としたのは今年1月だ」と述べ

た。

国民民主党・奥野総一郎氏の質問に答えた。政府は1月31日の閣議で、黒川氏の勤務を半年間延長する人事を決定した。奥野氏は「黒川氏の定年を延長するためにはわざわざ法解釈を作り出したのではないか」と批判した。

安倍首相はこれに対し、「人事は適切に法務省で判断されるべきものだ」と述べるにとどめた。